

賃 料 補 助

申請者募集!

採択予定数原則5件程度

創業するには、商材の開発、販路開拓など解決しなければならない課題がたくさんあります。その中でも、確実な創業、安定した経営を実現するには、資金調達が重要なポイントです。

荒川区では、創業期における限られた経営資源の有効活用を支援するため、区内で事務所等を賃借して起業を計画している方に対し、事務所等の**賃料を補助**します!

具体的なビジネスプランを持ちながら、資金面で創業に踏み出せなかった皆様、この機会をぜひご活用ください! 荒川区は**創業にチャレンジする皆様を応援**します!

申請期間: 令和7年10月1日(水) ~ 31日(金)

補助対象経費

事務所等の**賃料**

補助上限額

最長で **2年間**の補助があります。

1年目 **5万円**/月額

2年目 **3万円**/月額

補助対象者

荒川区内で新たに創業
をした方又は計画する方

ビジネス環境に優れた荒川区

JR 山手線、東京メトロ、つくばエクスプレス、上野東京ラインなど、都心へのアクセスはもちろんのこと、京成線で成田空港に直結! また、豊かな地域コミュニティやモノづくりの町としての産業集積があり、あなたのアイデア次第で新しいビジネスの種が花開くチャンスが、たくさんあります!

創業支援策の充実した荒川区

創業支援相談員(中小企業診断士)が、創業期特有の様々な課題解決のご相談に応じます。また、各種補助金や制度融資など多彩な支援メニューが揃っています!

創業するなら荒川区へ!

申請方法等詳細につきましては、裏面をご覧ください。

すごい!

助かるわ!

荒川区で
創業しよう!

ぜひ利用
したい!

〔お申込・お問い合わせ先〕



荒川区 産業経済部 経営支援課 産業活性化係

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 荒川区役所 6 階 電話: 03-3802-3111(内線 458) FAX: 03-3803-2333

メール: sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp

荒川区事務所等賃料支援事業

区内で新たに賃貸借契約を締結して開設する事務所等を拠点に将来有望な事業を創業する方に対して、事務所等の賃料を補助することにより、荒川区内における創業を促進し、区内産業の振興と雇用・地域のにぎわいの創出を図ることを目的とするものです。

■ 概 要【要件等は一部抜粋です。詳細は募集要項をご覧ください。】

補 助 対 象 者

荒川区内で新たに創業を計画する方（法人の設立、個人事業の開業のいずれの場合も対象です。）

ただし、次の要件を満たす必要があります。

- 令和7年4月1日以降に創業した方又は令和8年3月31日までに創業可能な方
- 創業後の企業等の規模が中小企業であること
- 原則、大企業が実質的に経営に参画しないこと
- 原則、フランチャイズチェーンの加盟店等でないこと
- 他の機関から事務所等の賃料に対する補助金を受けないこと
- 税金を滞納していないこと
- 区内産業及び地域の活性化に寄与する事業を行うこと 等

補 助 対 象 物 件

事業活動の拠点となる事務所等 住居と兼用する場合等は対象外です。

補 助 対 象 期 間

最長2年間 「事務所等の賃借を開始すること」と「創業すること」の両方を満たした日の属する月の翌月が起算月です。

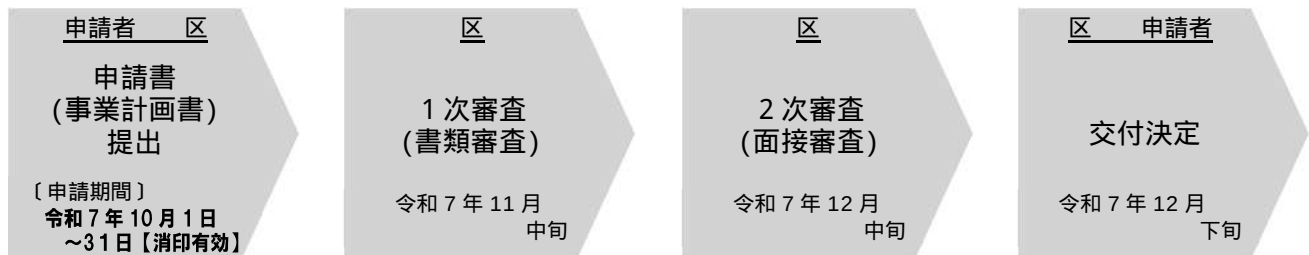
補 助 対 象 経 費

事務所等の賃料 保証金、更新料、共益費や振込手数料等間接経費は対象外です。

補 助 上 限 額

1年目 月額5万円 / 2年目 月額3万円 補助率は補助対象経費の10分の10以内です。

■ 今回の申請から交付決定までのプロセス（予定）



- 募集要項及び申請書類配布場所：荒川区役所経営支援課窓口（表面参照）又は荒川区ホームページにて。
- 申請方法：申請書を上記窓口へ持参又は郵送してください。（令和7年10月31日(金)締切【消印有効】）
- 1次審査通過の方には、審査会（2次審査）にお越しいただき、ヒアリングを行います。
- 年度をまたがる補助を希望の場合は、次年度以降も継続申請手続の必要があります。

■ 最初の実績報告から補助金支払いまでのプロセス（予定）



事業者：補助金の交付決定を受けた申請者

- 毎年9月と3月に実績報告していただきます。（半年毎に補助金をお支払します。）
- 実績報告書や請求書の提出時期により、補助金の支払い時期は変動します。

補助金の交付を受けるには、次の条件（一部抜粋）の遵守が求められます。

条件が守られないときは交付決定（確定）を取り消し、補助金を返還していただきますので、ご注意ください。

- 補助期間終了後も5年間程度、区内で事業を継続すること。
- 商店街で創業する場合は、当該商店街組織の構成員になること。等